

琉球大学学術リポジトリ

外資系企業等の取扱い（対米折衝）(2)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-31 キーワード (Ja): 在沖縄米商工会議所, 愛知・マイヤー, 東郷・スナイダー, 在沖縄外国系企業, 企業諮問グループ (BAG), 大河原・スナイダー, 吉野・スナイダー, 吉野・井川・スナイダー, 沖縄返還, 擬問擬答, BAG会合, スナイダー公使 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43427

五二六 吉野、井川、スナイダー、会談

極 秘
無 期 限
10 部の内
10 号

沖縄返還交渉
(吉野・井川・スナイダー会談概要)
(未定稿) 昭和46. 5.28
アメリカ局北米第一課長

1. 5月26日午後(リー中将ほか事務レベル同席)

(1) STG関係、文書の外交レベル討議

(署名ずみのATO及び労務ペーパーについて)

(a) ATO

内容、特に6Bの航空援助施設のTRANSFERにつき第X条との関係で種々議論が出、これに関連して、可動航空援助機器の引継ぎは有償なりや否やにつき彼我の意見一致せず、結局米側からこれら施設の完全なリストの提出をまつて検討することとなつた。

(b) 労 務

退職金(第Y項の合意議事録とする。)及び労務管理費(合同委で約束決定)の文言につき大筋の合意に達し、今後事務レベルでつめることとなつた。

(c) 施設・区域及び通信
次回まわし。

(2) 外資系企業

(a) 米側より、書簡受諾には、(A) INDAIRCO、(B) FEBO及び(C)保険^会社の問題解決が必要であり、かつ(D)各企業提出の質問書への早急な回答が要望される旨表明、当方より、(A)については農林省の新書簡案、(C)は大蔵省調査団との現地協議で解決^するべし、(D)については至急検討すべき旨答えた。

(b) FEBOにつき郵政省の妥協案(A)米人理事の排除、及び(B)一周波のみの割当)につき論議し、特に(B)に関し意見一致せず、持越しとなつた。

(3) 記念碑

先方より、バ^イナーのほかアーニイ、バイル、ベルリ両記念碑につき大臣より口頭のアシュアランスを要望、その発言案を起草、手交越し、当方がこれを検討することとなつた。

(4) 総括検討

当方より、提出のペーパー（略）各項目につき検討の結果、まだ残っている問題は次のとおり。

- (イ) （第ノ条関係）文書引継ぎは準備委員会で取扱いこととし、その旨 T P 案を協議することとした。
- (ロ) （施設 A、B、C 表）要つめ。
- (ハ) （第 4 条第 3 項）ワシントンで激論中の由。
（同上メカニズム）訓令接到の由。
（海没地）訓令待ち。
- (ニ) （第 5 条及び合意議事録）同上（可ならん）
- (ホ) （第 X 条及び合意議事録）同上（同上）
- (ヘ) （第 Y 条、合意議事録）要つめ。
- (ニ) （第 Z 条）若干問題のこる。
（同上細目取極）次回で討議。
- (チ) （第 R 条）要つめ（ただし、批准書東京交換は合意）。
- (リ) トーキング・ペーパー
郵便送金、000 借款、琉球財産管理官

資金一訓令待ち（奄美郵便アカウントは協定署名後に持越し。）。

- (ウ) ペーパー類：S R 7 / は訓令待ち。
大使発言案（第三国人訓練及び基地整理縮少一後者につき当方案手交）は検討中。
 - (カ) 企業書簡案及び T P 一交渉中。
 - (ク) 航空一吉野・トレザイス会談結果待ち。
 - (ケ) S T G 一通信のみ持越し。
 - (コ) 柏木・ジュリック一検討中。
 - (セ) 防衛一検討中。
 - (ク) 「フィナンシャル・セトルメント」に関する文書（当方案呈示）一要検討。
 - (レ) 最高レベルの懸案：P-3、VOA、請求権、財政事項。
 - (5) 国連軍施設合意
先方提案、当方尚早なりとす。
2. 同上後半（同席者なし）
防衛に関する取決め案の扱い。（米側に外交文書の要ありとの論をお強き由。）また愛知・マイヤー会談（28日及び6月1日または2日の予定）につき協議。

3. 5月28日午前吉野・スナイダー会談

(藤木電波^電理局長ほか当方事務レベル同席)

(1) V O A

電波管理局長より、R T T (無線テレタイプ) 及び本部と恩納間の短波について問題ある旨述べたところ、スナイダー公使より、交渉最終段階になつても、日本側がまだ建前論で小さな問題にこだわっていることは、合意をいたすに遅らせるばかりである旨強調した。結局事務的につめることとなつた。

(なお、郵政としては、本件については認める方向である。)

(2) F E B O

米側より、これまでF E B Oはあらゆる努力をして日本の法令に従うよう調整してきたが、この期に及んで周波数さらに1波へらして1波にせよ (F E B Oはす^てに国際放送用の周波数を使用していない。) というのは承諾できない旨強く主張。電波^電理局長より、日本国内において英語による放送のため周波

数の割当が許可されることとなると政策上好ましくなく、国会における説明上もきわめて困難である旨反論。

双方において種々論議の後、米側より1周波とした場合、英語放送を行なうことが許されるのであればF E B Oと協議したい旨述べ、当方上記を了承。3/日米側より回答越すこととされた。

4. 5月28日午後

(米局^電、米一長、米保長、糸条長、シュミッツほか同席)

(1) 諸懸案

(i) 企業

事務レベル協議続行。

(ii) 請求権

明29日シュミッツをして一案を説明せしめる。

(なお、海没地について米側は非公式協議希望。)

(3) F E B O

郵政大臣は未だ上記3(2)の各案とも了承

していない。

(三) V O A

29日技術面を協議の上、米側としては
31日の吉野・井川・スナイダー会談で固
めたい。

(なお、米側はV H Fの要求削除に努力
中。)

(四) 第X条合意議事録

米側調整中。

(2) 防衛についての取決めの扱い

先方は安保協議委開催は名案だが、その開
催の時期、及び返還協定署名後協議委開催の
ギャップを埋めるなんらかの書簡等の文書が
ないと対議会、軍部関係上非常に具合が悪い
と強調、当方は28日朝の3相申合せの点を
説明。双方結論に達せず持越し。